

【資料 1 - 1 門真市防災会議条例】

門真市防災会議条例

昭和40年3月29日

条例第1号

改正 昭和43年3月28日 条例第20号

平成12年3月28日 門真市条例第14号

平成25年3月28日 門真市条例第18号

平成26年6月23日 門真市条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき門真市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門真市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 大阪府知事の部内の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 本市の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日門真市条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日門真市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日門真市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 - 2 門真市防災会議の構成】

会長及び委員

(令和 7 年 1 月現在)

	所属及び補職名	備 考
1	門真市長	会長
2	農林水産省近畿農政局大阪府拠点 総括農政推進官	指定地方行政機関の職員
3	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
4	陸上自衛隊 第36普通科連隊第5中隊長	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
5	大阪府枚方土木事務所 参事（地域防災監）	大阪府知事の部内の職員
6	大阪府守口保健所長	
7	大阪府門真警察署長	大阪府警察の警察官
8	門真市副市長	門真市の職員
9	門真市副市長	
10	門真市教育委員会 教育長	教育長
11	守口市門真市消防組合消防長	消防長及び消防団長
12	門真市消防団長	
13	日本郵便株式会社門真郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
14	西日本電信電話株式会社 関西支店 設備部長	
15	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北電力本部 守口配電営業所長	
16	淀川左岸水防事務組合 事務局長	
17	京阪電気鉄道株式会社 枚方エリア統括駅長	
18	京阪バス株式会社 門真支所長	
19	大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部 総務チームマネージャー	
20	一般社団法人門真市医師会長	
21	門真市薬剤師会長	
22	一般社団法人門真市歯科医師会長	
23	門真市消防団 女性消防団員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

【資料 1－3 門真市災害対策本部条例】

門真市災害対策本部条例

昭和40年3月29日

条例第2号

改正 平成8年3月29日 門真市条例第2号

平成24年9月28日 門真市条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、門真市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日門真市条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日門真市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 - 4 門真市災害対策本部事務分掌】

災害対策本部

組織名	構成	主な事務分掌
<p style="text-align: center;">災 害 対 策 本 部 会 議</p>	<p>(本部長) 市長</p> <p>(副本部長) 副市長</p> <p>(本部員) 教育長 統括理事 副教育長 各部局長 会計管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の基本方針に関すること 2. 動員配備体制に関すること 3. 各部班間の調整事項に関すること 4. 避難指示及び警戒区域の設定に関すること 5. 避難所の開設に関すること 6. 自衛隊災害派遣要請に関すること 7. 他の市町村への応援要請に関すること 8. 国・府及び関係機関との連絡調整に関すること 9. 災害救助法適用要請に関すること 10. 激甚災害の指定の要請に関すること 11. ボランティアの受入れの可否に関すること 12. その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

本部事務局

組織名	構成	主な事務分掌	
本部事務局	<p>(事務局長) 総務部次長</p> <p>(統括責任者) 秘書課長 魅力発信課長 ICT推進課長 人事課長 危機管理課長</p>	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議室等必要居室の確保及び必要資機材の設置に関すること 2. 本部会議の事務に関すること 3. 災害応急対策実施状況の取りまとめ及び関係機関への被害状況の報告に関すること 4. 府及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること 5. 本部長、副本部長の秘書に関すること 6. 国、府関係者等の応接に関すること
	<p>(局員) 秘書課 魅力発信課 ICT推進課 人事課 危機管理課</p>		情報係
		連絡係	

※本部事務局員は、個々の業務と兼任とする。

各部局

Aグループ：本部長指示がなくても、緊急に活動に入る必要のある部課
 Bグループ：情報収集によらなければ効果的な活動のできない部課
 Cグループ：緊急性があるとしても、事態に照らし、半日から1日程度、任務によつてはそれ以上遅れても、それほど支障がないと思われる部課

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
企画 財政部・ 企画 財政部長	広報班 魅力発信課長	秘書課 魅力発信課	1. 報道機関との連絡、調整に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 災害状況等の記録撮影に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事	○	○ ○ ○	
	調達班 財政課長	企画課 財政課 ICT推進課	1. 総合的な復旧・復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事 2. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事 3. 災害対策諸物資の調達・検収及び契約に関する事 4. 本部の指示による各部局の応援に関する事	○	○	○ ○
総務部・ 総務部長	総務班 財産活用課長	総務課 財産活用課	1. 庁舎等応急修理に関する事 2. 車両の確保及び輸送に関する事 3. 当該部局に属する市有財産の被害状況調査に関する事 4. 市有財産の被害状況の把握に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事	○ ○		○ ○
	人事班 人事課長	人事課	1. 職員の動員及び調整に関する事 2. 職員の給食救護及び災害給与に関する事 3. 職員の現況把握に関する事 4. 災害対策従事者への夜食等の配給に関する事 5. 他市及び他の機関からの応援職員に関する事	○	○ ○	○ ○
	調査班 課税課長	課税課 収納課	1. 災害による被害状況調査に関する事 2. 罹災証明書の交付に関する事	○		○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
市民文化部・市民文化部長	災害相談班 人権市民相談 課長	地域政策課 市民課 人権市民相談課	1. 災害に関する苦情受付及び処理に関する事 2. 市民の災害相談に関する事 3. 被災者応急用品等の確保、あつせん並びに物価の 安定監視に関する事 4. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査 に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事 6. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○ ○ ○ ○	○ ○
	商工農政班 産業振興課長	産業振興課	1. 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事 2. 商工業者の罹災証明書の交付並びに復旧資金のあつ せん事務に関する事 3. 耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対 策に関する事 4. 農業者の被害調査及び復旧対策に関する事 5. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 6. 畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指 導、連絡に関する事			○ ○ ○ ○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
保健福祉部・保健福祉部長	福祉対策班 福祉事務所長	福祉政策課 保護課 障がい福祉課 高齢福祉課	1. 福祉施設入所者並びに利用者の安全確保に関すること 2. 要援護世帯の被災状況調査に関すること 3. 福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること 4. 日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること 5. ボランティアの受付、登録に関すること 6. 義援物品・救援物資の受入れに関すること 7. 災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること 8. 災害弔慰金等の支給に関すること 9. 遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること 10. 部内の連絡調整に関すること	○		
	保健医療対策班 健康増進課長	健康増進課 こども家庭センター（母子保健グループ）	1. 救護所の設置、運営に関すること 2. 医師会救護班の出動要請に関すること 3. 医師会救護班との連絡調整に関すること 4. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関すること 6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること 7. 防疫活動（調査、健康診断）に関すること		○	
		保健福祉センター 休日診療所	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること	○		
	食料班 健康保険課長	健康保険課	1. 食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関すること 2. 災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること 3. 災害応急用食料の調達及び配給に関すること 4. 被災者に対する炊き出しに関すること		○	○
こども部・こども部長	園児対策班 こども政策課長	こども政策課 こども家庭センター（家庭児童相談グループ） 保育幼稚園課 認定こども園	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 2. 被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 3. 被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること 4. 災害時における園児の応急給食に関すること 5. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること 6. 園長との連絡、調整に関すること	○		○

保健医療対策班 健康増進課長	健康増進課 こども家庭センター（母子保健グループ）	1. 救護所の設置、運営に関する事 2. 医師会救護班の出動要請に関する事 3. 医師会救護班との連絡調整に関する事 4. 医薬品及び衛生資材の確保に関する事 5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関する事 6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関する事 7. 防疫活動（調査、健康診断）に関する事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--------------------------	------------------------------	---	--	--	--

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
まちづくり部・まちづくり部長	庶務班 都市政策課長	都市政策課 地域整備課 庁舎エリア整備課	1. 被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事 2. 住宅の災害復興対策の企画に関する事 3. 被災者の応急仮設住宅の建設用地の決定及び入居者の選定に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事 5. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	○ ○
	建築班 建築指導課長	公共建築課 建築指導課	1. 公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事 2. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事 3. 被災住宅の応急修理に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事 5. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 6. 被災家屋の解体及び除去に関する事	○		○ ○ ○ ○
	土木班 道路公園課長	道路公園課	1. 市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事 2. 市内道路上の障害物の除去及び道路構造物の管理に関する事 3. 公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 4. 災害時における交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 市内の河川、水路、一般下水道施設、樋門、排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 6. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事	○	○ ○ ○	○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
環境水道部・環境水道部長	清掃班 環境水道部 次長	環境政策課 クリーンセンター 業務課 クリーンセンター 施設課	1. 災害時における清掃計画に関すること 2. 被災地域のごみの応急処理に関すること 3. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 5. 死亡獣畜の収集及び処理に関すること 6. 防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること 7. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること 8. し尿くみ取りの応急処理に関すること 9. 仮設トイレの調達に関すること	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	給水班 お客さまセンター長	お客さまセンター	1. 水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関すること 2. 職員の動員、各班の連絡調整、各班の応援等に関すること	○	○	
	総務班 経営総務課長	経営総務課	3. 断水時における広報宣伝に関すること 4. 断水地区への臨時給水に関すること 5. 水道事業の災害復旧資金計画に関すること 6. 材料手配、連絡、部の庶務に関すること		○	○ ○ ○
	施設班 水道事業課長	水道事業課	1. 災害時における送配水の確保に関すること 2. 浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関係機関との連絡に関すること 3. 災害時における水道施設の巡視に関すること 4. 水道施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 5. 水質調査並びに検査に関すること 6. 工事事業者の復旧班の応援に関すること 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○
	下水道班 公共下水道事業課長	公共下水道事業課	1. 公共下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること 2. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関すること 3. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 4. 部内の連絡調整に関すること	○ ○	○	○ ○
会計・会計管理者	経理班 会計課長	会計課	1. 災害対策の収入及び支出に関すること 2. 災害救助時の決算に関すること 3. 義援金の受領に関すること			○ ○ ○

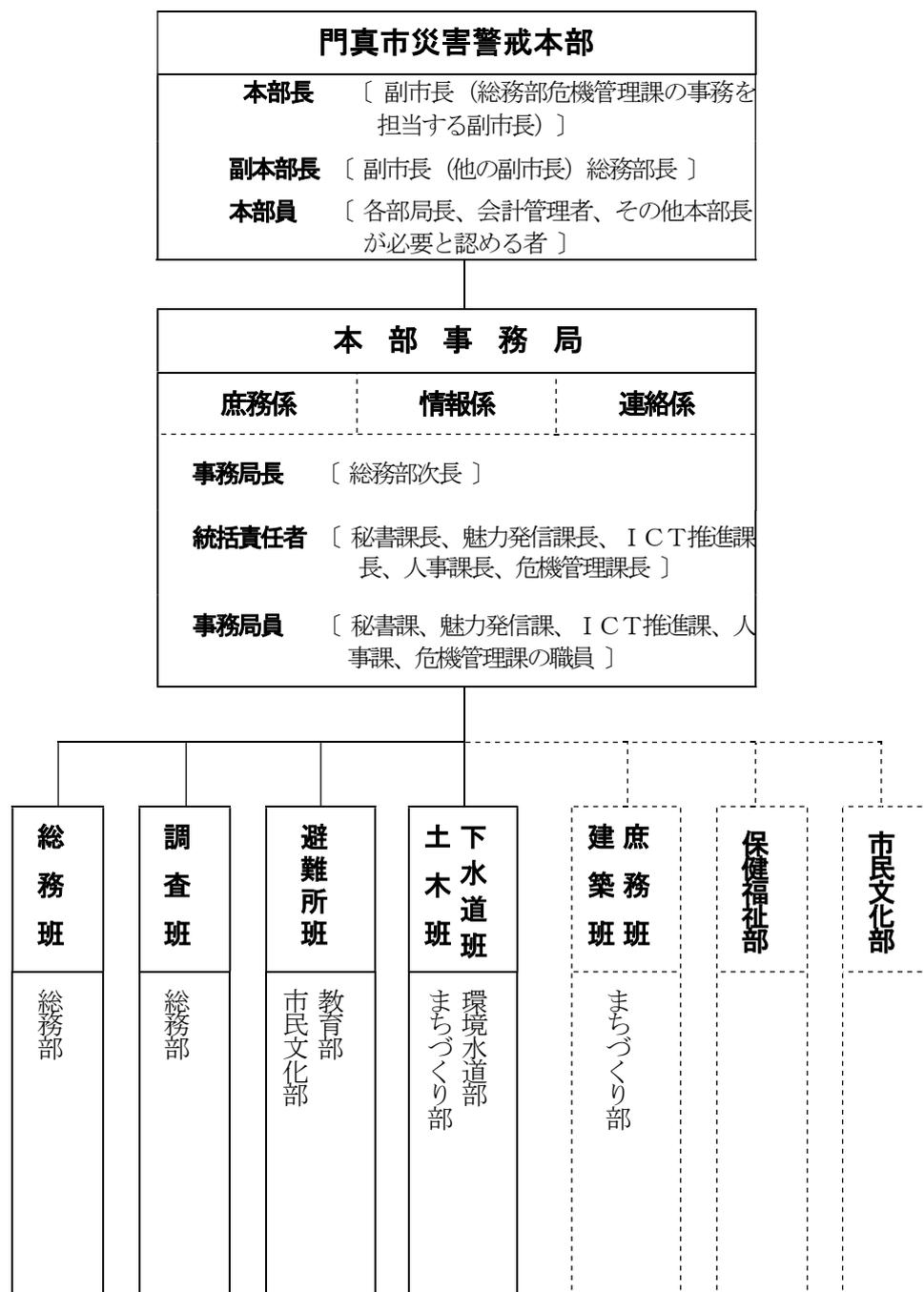
部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
教育部・教育部長 市民文化部・市民文化部長	教育班 教育総務課長	教育総務課 教育企画課	1. 教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 2. 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること 3. 教育機能の復旧に関すること 4. 校長との連絡調整に関すること 5. 教育委員会内の連絡調整に関すること 6. 災害時における児童・生徒の応急給食に関すること 7. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	避難所班 学校教育課長	生涯学習課 学校教育課 北島図書館	1. 避難所の設置、管理及び運営に関すること 2. 避難所ボランティア受入れに関すること 3. 避難者の誘導に関すること 4. 文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること 5. 施設利用者の安全確保措置及び被害状況の調査に関すること	○ ○ ○ ○		○ ○ ○
選挙管理委員会事務局長・固定資産 評価審査委員会事務局長・公平委員 会事務局長・監査委員事務局長			1. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	
議会事務局長			1. 市議会との連絡・調整に関すること 2. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○ ○	

【資料 1-5 災害時における各課の配備職員数一覧表】 (令和 7 年 4 月現在)

部局	課	1号配備	2号配備	3号配備
企画財政部	秘書課	1	1	全員
	企画課	1	1	
	財政課			
	魅力発信課	1	2	
	I C T推進課	1	1	
総務部	総務課	1	1	全員
	人事課	2	2	
	財産活用課	1	2	
	危機管理課	全員	全員	
	課税課	1	2	
	収納課	1	1	
市民文化部	地域政策課	1	2	全員
	産業振興課	1	2	
	市民課			
	人権市民相談課	1	1	
	生涯学習課	1	1	
	北島図書館			
保健福祉部	福祉政策課	1	1	全員
	健康増進課	1	2	
	保護課			
	障がい福祉課	1	1	
	高齢福祉課	1	1	
	健康保険課			
子ども部	子ども政策課	3	3	全員
	子ども家庭センター			
	保育幼稚園課			
	認定子ども園			
まちづくり部	都市政策課	6	12	全員
	地域整備課			
	土木課			
	公共建築課			
	庁舎エリア整備課			
	建築指導課			
環境水道部	環境政策課	2	2	全員
	クリーンセンター業務課	1	1	
	クリーンセンター施設課	1	1	
	経営総務課			
	水道事業課			
	お客さまセンター			
	公共下水道事業課			
会計	会計課			全員
教育委員会事務局 教育部	教育総務課	1	1	全員
	教育企画課	1	1	
	学校教育課	1	1	
選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・監査委員事務局 局・公平委員会事務局				全員
議会事務局		1	1	全員
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の規模等に応じて各部局長は配備職員数を増減できる。 ・市長が判断する配備体制をとる場合がある。 ・環境水道部（経営総務課、水道事業課、お客さまセンター、公共下水道事業課）は独自の配備体制とする。 			

【資料 1－6 門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織】

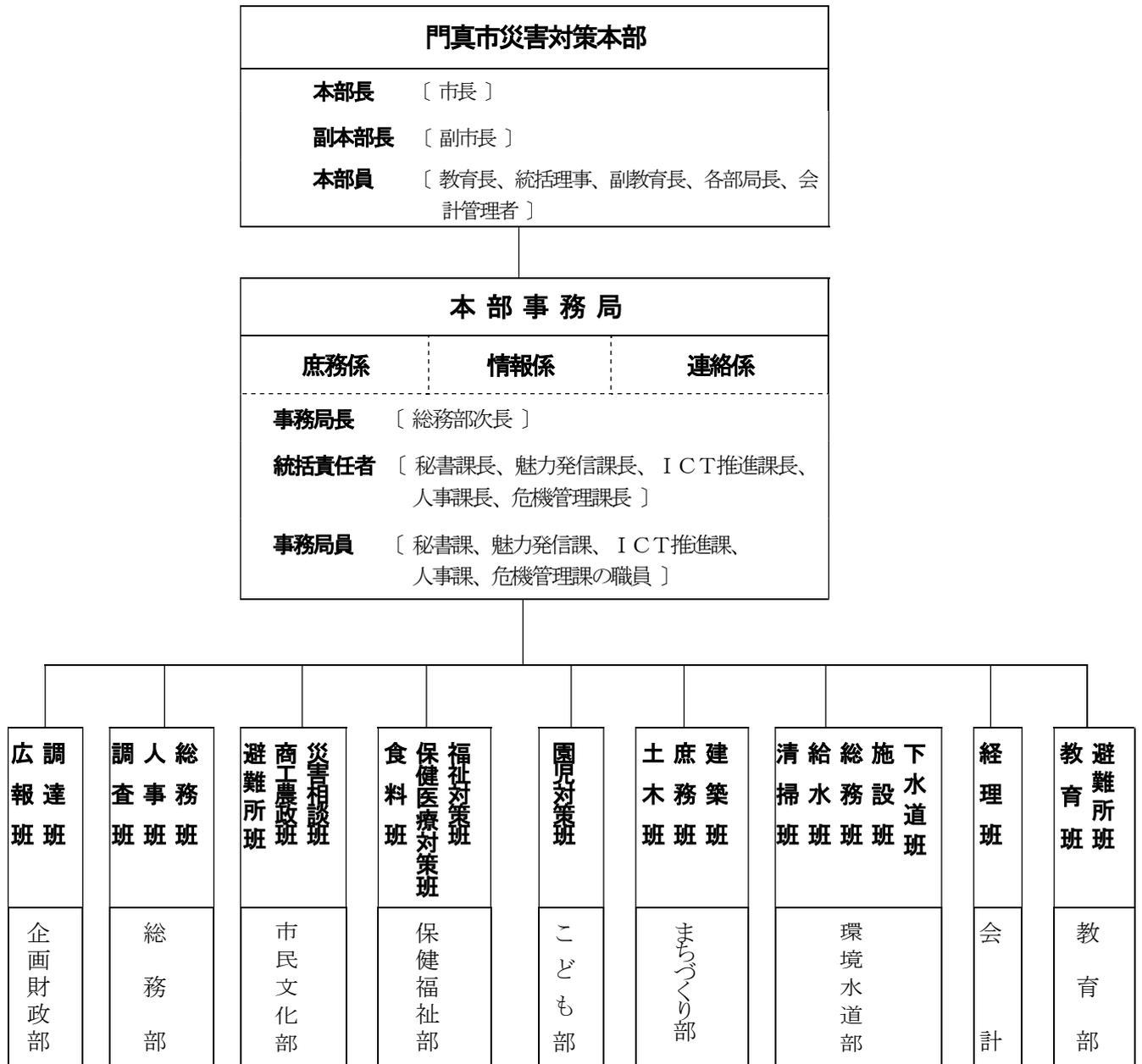
門真市災害警戒本部の組織



※市民文化部、保健福祉部及び庶務班、建築班は予備職員のため、市長または本部長が指示した場合、直ちに配備につくものとする。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が酒配備につくものとする。

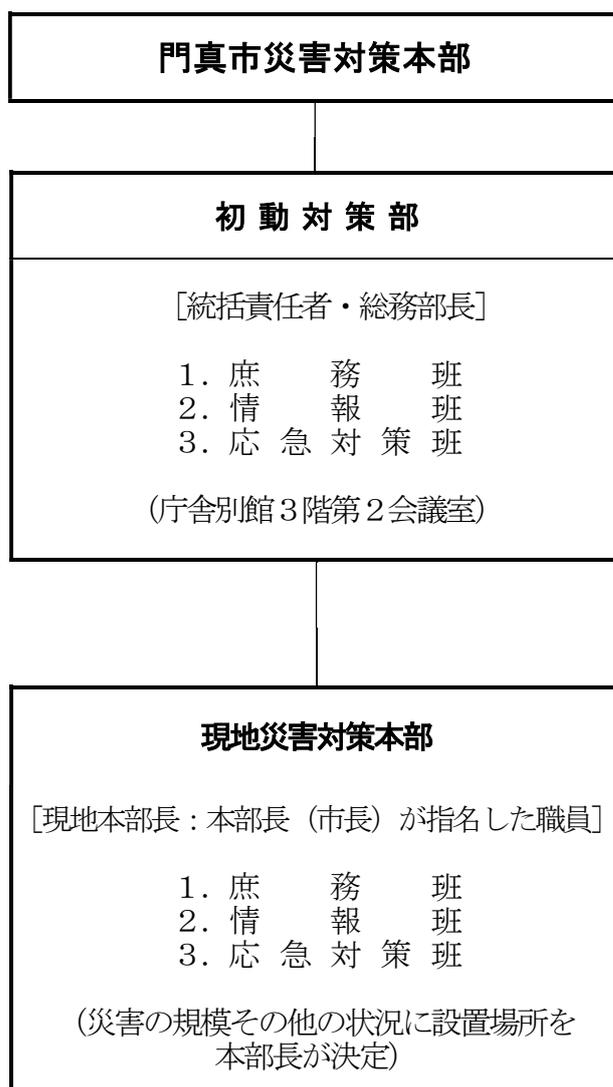
門真市災害対策本部の組織



※上記以外の部・局・課は、事務分掌に準ずる。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が酒配備につくものとする。

【資料 1－7 初動対策部及び現地災害対策本部の組織】



※現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成

【資料 1－8 初動対策部の事務分掌】

初動対策部の主な初動活動	
庶務班	<input type="checkbox"/> 初動体制の統括 <input type="checkbox"/> 初動対策部開設 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(電話・携帯電話・ファクシミリ・府防災情報システム等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設準備及び災害対策本部会議準備 <input type="checkbox"/> 本部長・副本部長・本部員の指示、伝達 <input type="checkbox"/> 本部会議用議案の作成(初動応急対策案) <input type="checkbox"/> 職員の参集状況の把握(庁内、現地対策部、避難所等) <input type="checkbox"/> 府への被害報告及び応援要請(自衛隊・赤十字等) <input type="checkbox"/> 職員の被害状況の把握(本人、家族の人身被害、家屋倒壊等) <input type="checkbox"/> 参集職員の食料・食堂・宿泊場所の確保
情報班	<情報収集係> <input type="checkbox"/> 参集職員(庁舎・現地対策部・避難所・各市施設等)から「参集途上被災状況報告書」を収集 <input type="checkbox"/> 警察・消防・住民・病院・鉄道・NTT・関西電力送配電・大阪ガス・その他防災関係機関・各種団体企業等から情報収集(電話・ファクシミリ等) <input type="checkbox"/> 報道関係機関(ラジオ・テレビ・新聞等)より情報収集 <input type="checkbox"/> 防災行政無線・電話・携帯電話・ファクシミリ等で収集した情報を「災害連絡票」に記入
	<整理・連絡係> <input type="checkbox"/> 収集した情報を、地区別・被害内容別に整理 <input type="checkbox"/> データ集計・整理 <input type="checkbox"/> 図面上で整理 <input type="checkbox"/> 被害状況を庶務班へ連絡 (庶務班から大阪府・防災関係機関へ報告) <input type="checkbox"/> 被害状況を各班へ連絡 <input type="checkbox"/> 未確認地区の情報確認依頼
	<広報係> <input type="checkbox"/> 市民窓口(情報収集・対応・広報等) <input type="checkbox"/> 報道機関への対応(ラジオ・テレビ・新聞等) ・プレス発表 ・広報等の協力要請(市から市民への広報)
応急対策班	<input type="checkbox"/> 庁舎の被害把握 <input type="checkbox"/> 庁内の通信機器の機能点検 <input type="checkbox"/> 災害活動用車両、駐車場の確保 <input type="checkbox"/> 災害用資機材の確保 (テント・乾電池・懐中電灯・スコップ・軍手・長靴・雨具・ビニールシート・ヘルメット等) <input type="checkbox"/> 救援物資の受入れ対応 <input type="checkbox"/> 自治体・企業等からの応援の受入れ <input type="checkbox"/> 二次災害関連調査(災害危険区域、河川等の調査) <input type="checkbox"/> 緊急道路網の確保 <input type="checkbox"/> 二次災害防止についての市民への呼びかけ